

# 美幌町義務教育学校整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

美幌町が発注を予定する美幌町義務教育学校整備基本設計業務を委託する者（以下「設計者」という。）の選定にあたり、技術提案者の豊かな創造性、高い技術力、豊富な経験などを有し、美幌町と共同で意欲的に取り組むことができる最適な設計者を選定することを目的に公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務概要

「美幌町義務教育学校基本構想」（令和8年2月策定）に基づき、現美幌町立美幌小学校敷地内に既存校舎を利用した施設一体型の義務教育学校を増築・改修により整備するための校舎及び体育館、外構、周辺敷地に関する基本設計業務、アスベスト調査業務及び現況測量業務

- (1) 業務名 美幌町義務教育学校整備基本設計業務委託
- (2) 業務場所 美幌町字西2条北3丁目1番地の1、西2条北4丁目1番地の1
- (3) 業務内容 「建築設計業務委託共通仕様書」「建築設計業務委託特記仕様書」「現況測量調査仕様書」「アスベスト調査仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 委託料上限額 61,622,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 担当部署 美幌町教育委員会学校教育課 義務教育学校整備グループ  
〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地  
電話：0152-77-6556（直通）  
E-mail：gimukyog@town.bihoro.hokkaido.jp

## 3 設計者審査の概要

- (1) 名称 美幌町義務教育学校整備基本設計業務プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）
- (2) 方式 公募型プロポーザル方式とし、審査は2段階で行う。
  - 【一次審査】  
書類審査を行い、条件に適合する参加者について評価し、評価点の高い順に、二次審査の参加要請者5者程度を選定する。
  - 【二次審査】  
一次審査により選定された提案者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、最優秀者及び優秀者(次点)を各1者選定する。
- (3) 審査委員会  
設計者の選定は、「美幌町義務教育学校整備基本設計業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会による評価に基づいて行う。

#### (4) 設計者選定のスケジュール

設計者の選定は、次のスケジュールで行うものとする。ただし、状況により変更となる場合がある。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル実施公告	令和8年4月10日(金)
参加表明書等に関する質問受付期間	令和8年4月10日(金)～4月16日(木)
参加表明書等に関する質問への回答	令和8年4月20日(月)
参加表明書等の提出期限	令和8年4月24日(金)
一次審査	令和8年4月27日(月)～4月30日(木)
一次審査結果通知(送付日)	令和8年5月1日(金)
技術提案書等に関する質問受付期間	令和8年5月1日(金)～5月11日(月)
技術提案書等に関する質問への回答	令和8年5月13日(水)
技術提案書等の提出期限	令和8年5月21日(木)
二次審査	令和8年6月2日(火)
二次審査結果通知(送付日)	令和8年6月5日(金)
契約締結	令和8年6月中旬

#### 4 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者は、北海道内に本社(店)、支社(店)(支社(店)の場合は契約権限の委任がされていること。)がある者で、次に掲げる資格を全て満たしている単体企業とする。

ア 公告の日において、令和7・8年度美幌町競争入札等参加資格者名簿に「建築設計」で登録されている者であること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づき一級建築士事務所として登録されている者であること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に基づき一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

エ 公告の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、美幌町から指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

カ 参加しようとする他の者との間に、次の(i)～(iii)の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(i) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(a) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ii) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし（a）については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(a) 一方の会社の取締役が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

(b) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

(iii) その他、選定手続の適正さが阻害されると認められる関係、上記（i）又は（ii）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

キ 美幌町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年美幌町条例第35号）第2条に基づく暴力団、暴力団員、又は、暴力団関係事業者でないこと。

ク 下記に示される同種業務又は類似業務について、いずれか1件以上の実績を有する者であること。ただし、平成28年（2016年）4月1日以降公告の日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）に限る。

(i) 同種業務

北海道内の延べ面積が5,000㎡以上の学校（学校教育法第1条に基づく小学校、中学校、義務教育学校（小中一貫校）、高等学校、中等教育学校（中高一貫校）、特別支援学校、大学、高等専門学校に限る）の新築、改築、増築又は改修に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有すること。

(ii) 類似業務

北海道外の延べ面積が5,000㎡以上の学校（学校教育法第1条に基づく小学校、中学校、義務教育学校（小中一貫校）、高等学校、中等教育学校（中高一貫校）、特別支援学校、大学、高等専門学校に限る）の新築、改築、増築又は改修に係る基本設計又は実施設計業務を完了した実績を有すること。

## 5 業務上の条件

(1) 管理技術者（※注1）及び各分担業務分野（※注2）の主任技術者（※注3）は、それぞれ1名ずつ専任で配置することができること。

(2) 管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者、建築（構造）担当主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。

(3) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、5年以上の実務経験を有すること。

(4) 4（1）クに示す業務を管理技術者又は建築（総合）主任技術者として担当した者を、本業務の管理技術者として配置することができること。

(5) 参加者は、他の参加者の協力事務所となっていないこと。

(6) 主たる分担業務分野（令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第1号ロ（1）の表中（1）総合に係る部分をいう。）は再委託しないこと。

(7) 業務の一部を再委託する場合、再委託先が美幌町の入札参加資格者名簿に登録されていることを要しないが、登録されている場合には、美幌町からの指名停止を受けていないこと。

注：※1「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約」（平成10年建設省厚契発第37号）第15条の定義による。

※2「分担業務分野」の分類は次表による。

なお、提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、分担業務分野追加（様式5）により当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。ただし、下表の分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築（総合）	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第1号ロ（1）及び第2号ロ（1）の表中（1）総合
建築（構造）	同上（2）構造
電気設備	同上（3）設備（i）電気設備
機械設備	同上（3）設備（ii）給排水衛生設備、（iii）空調換気設備、（iv）昇降機等

※3「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

## 6 一次審査

### (1) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

### (2) 提出書類

- ア 参加表明書（様式1-1）
- イ 参加表明書添付資料（様式1-2）
- ウ 事務所の業務実績（様式2）
- エ 事務所の業務実績詳細（様式3）
- オ 管理技術者の経歴等（様式4）
- カ 主任技術者の経歴等（様式5）
- キ 管理技術者の業務実績（様式6）
- ク 協力事務所の名称等（様式7）
- ケ 資本関係・人的関係調書（様式8）

(3) 提出部数

各2部

(4) 提出場所

2 (6) 担当部署のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵送によること。電子メール又はFAXによるものは受け付けない。なお、郵送については提出期限に必着のこと。

(6) 提出期限

令和8年4月24日（金）午後5時30分まで

(7) 参加表明書等作成要領

参加表明書に添付する資料は、別添の書式に基づき作成することとし、用紙の大きさは、特記なき限りA4判縦とする。

(8) 技術提案書提出者の選定

一次審査として、4及び5に定める条件を満たしているかを確認するとともに、参加表明書提出者が多数の場合は、「美幌町義務教育学校整備基本設計業務プロポーザル参加表明書評価要領」により評価し、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として、5者以内を選定する。なお、提出者が1者の場合でも受付・審査をする。

(9) 審査結果の通知

審査の結果は、令和8年5月1日（金）に電子メール及び書面により通知する。なお、非選定の場合は、非選定理由を記載し通知する。

## 7 二次審査

(1) 技術提案書の提出

一次審査により選定された二次審査候補者は、次のとおり技術提案書及び資料（以下「技術提案書等」という。）を提出しなければならない。

(2) 提出書類及び提出部数

ア 技術提案書（様式9）	2部
イ 技術提案説明書（様式10）	10部
ウ 参考見積書（様式11）	2部

(3) 提出場所

2 (6) 担当部署のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。電子メール又はFAXによるものは受け付けない。なお、郵送については提出期限に必着のこと。また、提出書類の電子データを収録した光ディスク等の電子媒体を併せて提出すること。

(5) 提出期限

令和8年5月21日（木）午後5時30分まで

## (6) 技術提案書等作成要領

技術提案書の提出を要請された者（以下「技術提案者」という。）は、次のア～ウについて提案すること。

なお、提出書類について、本要領及び別添の所定様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする場合がある。

### ア 本業務に対する取組姿勢および実施体制についての提案

業務の取り組み体制、設計チームの特長等を簡潔に記載する。この際、提出者を特定することが出来る内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。

### イ 特定テーマ

#### テーマ1：「美幌町義務教育学校基本構想」に掲げる教育理念の実現に向け、周辺環境に配慮しながら既存校舎を有効活用した学校施設整備に関する提案

- (i) 9年間を見通した児童生徒の学びの繋がりや学年を超えた交流を意識した提案
- (ii) 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月文部科学省）を踏まえ、多様性や学びのスタイルの変容への対応など、新しい時代の学びにふさわしい施設計画の考え方についての提案
- (iii) 地域住民に親しまれ、各世代が利用でき、学校の主役である子供や町民との意見交換や情報共有を空間設計に活かす手立てやアイデアの提案

#### テーマ2：工事中の安全・学校運営への配慮についての提案

- (i) 工事中の生徒の安全配慮、工事車両との動線の分離への配慮
- (ii) 既存校舎の学習及び運動スペースの継続利用など学校運営への配慮
- (iii) 継続した学びの場の確保のための学校配置のゾーニングへの配慮

#### テーマ3：テーマ1及び2を踏まえた、コスト縮減と環境に配慮した学校施設整備に関する提案

- (i) 工事費のコスト縮減に向けた具体的方策（例：効率的な計画による床面積減、構造計画の工夫による躯体費減等の考え方）
- (ii) 再生可能エネルギー設備の導入や、エネルギーの効率的利用などによる環境に配慮した整備の具体的方策
- (iii) その他ライフサイクルコストの縮減に向けた具体的方策

#### テーマ4：その他、義務教育学校としての特性を十分発揮できる事項に関する提案

### ウ 参考見積書

本業務に係る合計経費見積金額と消費税相当額（10%）を提示すること。

※旅費、宿泊費等の経費一切を含む。

### ※記入上の注意事項

- ・用紙サイズは、様式9及び様式11はA4判縦、様式10はA3判横使いとすること。

・様式10は、7（6）ア及びイに示した項目順に記入し、片面3枚以内とし、ページ番号を付すること。また、カラー印刷とすること。

・視覚的表現については、文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図等は使用できるが、設計内容が具体的に表現された設計図面、パース（透視図）、模型、模型写真を使用してはならない。なお、表現の許容範囲については、別表を参照のこと。

・記述は、基本的な考え方を簡潔に記載すること。なお、視覚的表現（イラスト等）以外に使用する文字の最小サイズは、12ポイントとする。

・技術提案は、提案技術者1者につき1つ限りとする。

・技術提案書の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めないものとする。

#### （7）技術提案内容のプレゼンテーション及びヒアリング

審査委員会においてヒアリング等審査を次のとおり行う。なお、日時、場所等の詳細は、別途通知する（令和8年6月2日（火）に開催予定）。

##### ア 実施方法

（i）1者ずつの呼び込み方式として、1者の持ち時間は説明15分、質疑15分の計30分とする。なお、パソコン設置等の準備時間は持ち時間から除外する。

（ii）説明は、提出した技術提案書により行い、技術提案追加資料の使用は禁止とする。

（iii）ヒアリング等審査でのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は会場にパソコンや付属機器（レーザーポインタ等）を持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーン、延長コード・HDMIケーブル各1個は事務局で用意する。

（iv）ヒアリング等審査の説明者は、管理技術者及び建築（総合）主任技術者は必ず出席することとし、その他補助者を含めて4名以内とする。

（v）欠席をした場合は、技術提案書の審査、評価及び特定から除外する。

（vi）ヒアリング等審査は非公開とする。

（vii）その他ヒアリング等審査の詳細は、「美幌町義務教育学校整備基本設計業務プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング実施要領」を作成し、技術提案者へ別途通知する。

#### （8）技術提案書の評価方法

「美幌町義務教育学校整備基本設計業務プロポーザル技術提案書等審査要領」により評価を行う。

#### （9）受託候補者の特定

ア 審査委員会において、ヒアリング等審査の評価により、各審査委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を審査委員会の合議の上、受託候補者として特定する。

イ 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

ウ ヒアリング等審査は1者の場合でも実施する。その場合、評価点の合計が基準点（総評価点の6割）以上であり、適切であると認められる場合には、受託候補者として特定する。

#### （10）審査結果の通知

審査の結果は、令和8年6月5日（金）に電子メール及び書面により通知する。なお、非選定の場合は、非選定理由を記載し通知する。また、受託候補者については、美幌町ホームページ上で公表する（受託候補者名、評価点、技術提案書のみ）。

## 8 質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

参加表明書等及び技術提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

#### ア 提出書類

質問書（様式12）

#### イ 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、持参、口頭及びFAXによる質問は、軽微な内容であっても一切受け付けないものとする。

#### ウ 受付期間

##### (i) 参加表明書等に関する質問

令和8年4月10日(金)～4月16日(木) 午後5時30分まで

##### (ii) 技術提案書等に関する質問

令和8年5月1日(金)～5月11日(月) 午後5時30分まで

#### エ 提出場所

2(6) 担当部署のとおり

### (2) 質問の回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめを行った上で、美幌町ホームページ上に掲載する。なお、回答書に記載した内容は、実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

参加表明書等に関する質問への回答予定日 令和8年4月20日(月)

技術提案書等に関する質問への回答予定日 令和8年5月13日(水)

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 10 その他

(1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。

(2) 参加表明書、技術提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション及びヒアリング出席に関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 現地見学を希望する者は、日程調整が必要となるため、参加表明書等の提出期限までに2(6) 担当部署へ連絡し承認を得るものとする。連絡及び承認のない見学は一切認めない。

なお、都合により見学ができない場合があることに留意すること。見学にあたっては、学校関係者や近隣居住者等に迷惑を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

#### (4) 契約の締結

ア 当該業務について受託候補者と協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。なお、技術提案時と比較し、見積額が著しく異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。また、受託候補者との間で協議が不調となった場合は、次点者を相手方として交渉する場合がある

イ 契約保証金は免除する。

ウ 契約書の作成を要する。

#### (5) 技術提案書の取扱い

ア 提出された技術提案書を、発注者の了解なく公表、使用してはならない。

イ 提出された技術提案書は、返還しない。

ウ 提出された書類等の著作権は、原則として参加希望者及び技術提案者に帰属するものとする。

エ 町は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された技術提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

オ 町は、技術提案者から提出された技術提案書等について、美幌町情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

カ 町は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されないものとする。

